

令和6年12月20日

「令和7年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 吉田 淳一
(三菱地所(株)会長)

本日決定された「令和7年度税制改正大綱」では、最重点要望と位置付けていた子育て世帯等に対する住宅ローン減税の借入限度額に係る措置等が1年延長されることとなった。住宅価格の上昇や物価高騰等の影響により子育て世帯等の住宅取得環境が極めて厳しい状況にある中、住宅取得に係る負担を軽減し、若い世代に安心と将来に対する希望を与えるとともに、経済波及効果の高い住宅投資を活性化させる措置が講じられたものと、評価している。

また、市街地再開発事業の権利床に係る固定資産税の特例やJリート等の登録免許税及び不動産取得税の特例をはじめとする、都市、住宅、土地等に係る政策の推進等に不可欠な税制についても延長等が認められたことを評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、引き続き、国民の暮らしを豊かにする魅力的なまちづくりや住環境の整備を通じ、我が国の経済・社会の発展に貢献して参りたい。

以 上